

事務連絡  
令和2年3月25日

高齢者住まい事業者団体連合会

〔 公益社団法人全国有料老人ホーム協会  
一般社団法人全国介護付きホーム協会  
一般社団法人高齢者住宅協会 〕 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起  
の周知について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、また、社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルスの集団発生防止については、「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」（令和2年3月9日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡）等において、お示ししてきたところです。

社会福祉施設等の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が報告されており、また「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）が公表され、その中でも、「高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます。これまでの国内外の感染例でも、家庭内での感染の拡大はよくみられています。同居の家族、特に、そのご家庭の高齢者を訪問される際には、十分な体調確認を行った上で、高齢者の方と接していただくようにしてください。」とされたところです。

今般、厚生労働省では、「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」（令和2年3月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室他連名事務連絡）を都道府県等に対して発出し、新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために周知を図っているところです。

社会福祉施設等において感染拡大の防止を図る観点からは、職員においても、職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要です。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

**【別紙】**

「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」（令和2年3月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室他連名事務連絡）